

組合所有地の貸付について【随時募集】

令和8年1月26日

組合では、未利用財産の利活用の促進を図ることを目的に、組合所有地の貸付について、随時募集しています。

貸付条件等は下記のとおりです。

(1) 物件は、現況有姿での貸付となります。

(2) 一部貸付は不可。

(3) 貸付できない要件

- ・深い基礎を要するもの等容易に原状回復できない工作物の設置を伴う用途
- ・太陽光発電設備、廃棄物の保管場所、砂利、砂、残土等の堆積場その他これに類する用途
- ・騒音、悪臭、粉塵、土壤汚染、汚水の垂れ流し、特別管理産業廃棄物等の保管等著しく近隣環境を損なうことが予想される用途。
- ・政治又は宗教的な用途。
- ・風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122条)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77条)第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付け。
- ・賃金業法(昭和58年法律第32号)第3条第1項に規定する営業所又は事務所を設置する用途
- ・鉄砲、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品等の製造、保管施設としての用途
- ・その他、地域住民等の生活を著しく脅かすと認められる用途

(4) 貸付可能な例

- ・貸倉庫
- ・駐車場

(5) 応募者資格

申込みできるのは、個人及び法人となります。ただし、次に掲げる方は申込みすることができません。

- ・ 当該申込に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者。
- ・ 市町村税を滞納している者
- ・ 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
- ・ 法人等（法人及び個人をいう。）の役員等（法人である場合には、その法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者。
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員

※ その他の詳細につきましては、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

会津若松地方広域市町村圏整備組合 総務課 財務係

所在地 会津若松市中央三丁目10番12号

電話番号 0242-24-6311

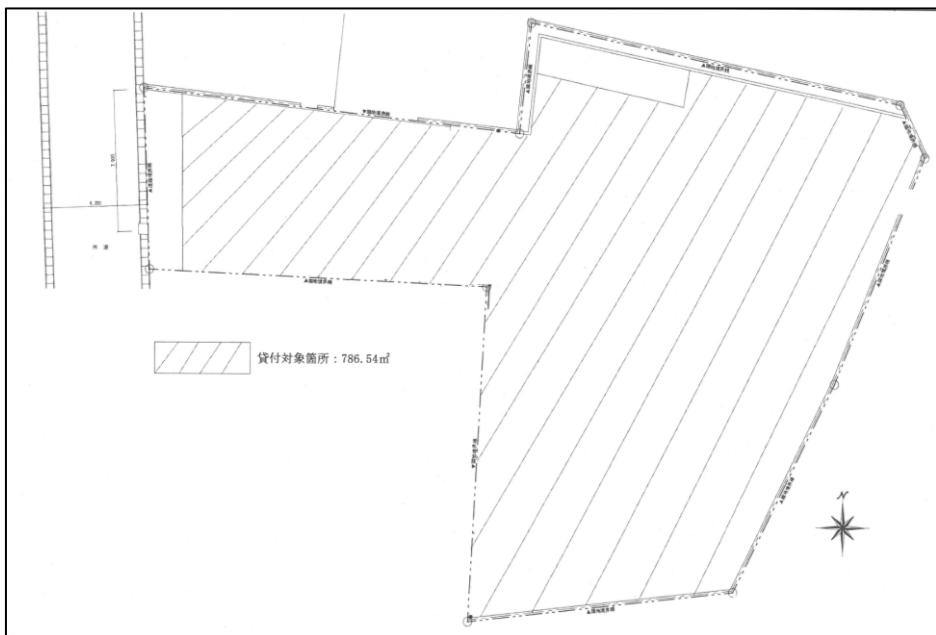
○ 貸付対象組合所有地

所在地: 会津若松市城東町54-1

貸付対象面積: 786.54 m²

位置: 下記のとおり

【位置図】



【敷地写真】

